

さいたま市立小・中・特別支援学校
空調設備整備・更新事業
アドバイザー業務企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市立小・中・特別支援学校空調設備整備・更新事業アドバイザー業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 教育委員会事務局 管理部 学校施設整備課
所在地	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 (さいたま市役所第二別館 2階)
TEL	048-829-1642
メールアドレス	gakko-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「さいたま市立小・中・特別支援学校空調設備整備・事業アドバイザー業務 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします

- (1) 本告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に、業務「催物等、その他の業務（その他の業務）」又は、業務「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で登載されているものであること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (4) 最優秀提案者の特定の日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 最優秀提案者の特定の日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

- (7) 地方公共団体と平成28年度以降にPPP手法(PFI)を対象とするアドバイザー(発注支援業務)又は導入可能性調査業務を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式(別表1のとおり)

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市立小・中・特別支援学校空調設備整備・更新事業アドバイザー業務 企画提案の募集について】

(3) その他

ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通(規程集)】→【さいたま市例規集】

(イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款(規程集)】

5 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「7 質問及び回答」を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加(企画提案書の提出)を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

「別表1 各種様式」中の「様式1 参加意思表明書」

(2) 提出方法

持参

(3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和8年9月30日付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は4 **資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市立小・中・特別支援学校空調設備整備・更新事業アドバイザー業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和8年9月30日（水）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市立小・中・特別支援学校空調設備整備・更新事業アドバイザー業務 企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

※文字は注記等を除き、原則として 10.5 ポイント以上の大きさとしてください。

(3) 企画提案書等の受理

ア **11 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

2 名以内とします。

イ 説明時間

10 分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を 20 分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（VGA ケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市立小・中・特別支援学校空調設備整備・更新事業アドバイザー業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表 4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合

合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

- (1) **3 参加資格**に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

12 スライド条項の適用について

- (1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

- (2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。
- (3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して10開庁日まで

イ 提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

別表 1 各種様式

様式番号	様式名
様式 1	参加意思表明書
様式 2	質問書
様式 3	企画提案書表紙

別表 2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和 8 年 9 月 7 日（月）
・ 告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで
・ 1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」窓口にて交付
参加意思表明書受付期間
令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで
・ 「様式 1 参加意思表明書」を用いること
参加資格の確認通知
令和 8 年 9 月 3 0 日（水）付で通知予定
・ 郵送により通知
質問受付期間
令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで
・ 電子メールでのみ受け付ける。「様式 2 質問書」を用いること
・ 回答は令和 8 年 9 月 3 0 日（水）までにさいたま市 HP に掲載予定
企画提案書等受付期間
令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 9 日（金）まで
・ 提出書類については、別表 3 を参照
プレゼンテーション
令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）実施予定
・ 実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和 8 年 1 0 月下旬に通知予定
・ 郵送により通知
契約
令和 8 年 1 0 月下旬を予定

注 1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注 2 : 本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで」とします。

別表 3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	参加意思表明書（様式 1）	1 部	令和 8 年 9 月 18 日 （金）午後 4 時
2	企画提案書（表紙は様式 3、本文は任意書式） ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類を綴じ込み、別表 4 の提案項目ごとにインデックスを付すこと。 ・ページ番号を付すこと。 ・日本産業規格 A 列 3 番で 2 枚以内とすること ・文字は注記等を除き、原則として 10.5 ポイント以上の大きさとする	8 部 （正本 1 部、 副本 7 部）、 PDF 形式 の電子データ を格納した DVD-R	令和 8 年 10 月 9 日 （金）午後 4 時
3	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	1 部	

別表 4 企画提案内容及び審査の視点

提案項目		審査の視点	配点
1 提案者の実績	(1) 本業務と類似業務の実績を有しているか	過去 10 年間（平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）における地方公共団体発注の PPP 手法(PFI)のアドバイザー（発注支援業務）及び導入可能性調査業務の完了実績数	1 0
	(2) 配置技術者が業務実績を有しているか	過去 10 年間（平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）における地方公共団体発注の PPP 手法(PFI)のアドバイザー（発注支援業務）及び導入可能性調査業務の管理技術者（責任者）と実務担当者の合計の完了実績数	1 0
2 企画提案	(1) 本業務に対する提案者の理解	・本業務の目的や業務内容を的確に理解した提案となっているか ・PFI 導入可能性調査の結果を理解した提案となっているか	2 0
	(2) 業務の実施体制	・業務を実施するにあたり、十分な体制としているか	1 0
	(3) 業務スケジュール	・スケジュール管理の方法が的確で実効性のあるものとなっているか	1 0
	(4) 事業者選定	・実施方針及び要求水準書に盛り込むべき項目等について整理されているか ・早期の更新及び新規整備という、さいたま市の計画を踏まえた提案となっているか	2 0
	(5) 教育現場への影響	・学校運営をしながらの整備となることを理解した提案となっているか ・生徒の安全を確保する重要性を理解した提案となっているか	2 0
3 価格	(1) 参考見積額	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか	—
合計			1 0 0

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後、に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。